

議案第79号

白岡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

白岡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年白岡町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第19号中「7月から9月」を「6月から10月まで」に、「7月1日」を「6月1日」に、「6月30日」を「5月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

令和5年11月30日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

職員の健康維持や柔軟な働き方の推進を図るため、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。